

事業主の皆さまへ

## 対応はお済みですか？

改正労働基準法の施行に関する  
大切なお知らせです

福島労働局

お問い合わせは最寄りの  
労働基準監督署へ

Point

1

## 年次有給休暇の取得義務化

使用者は、**10日以上**の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日**、**時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。（※1）

（2019年4月1日施行）

※1 労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数（計画的付与）については、5日から控除することができます。また、2019年4月より前に付与していた年次有給休暇については、年5日取得させる義務の対象とはならず、2019年4月1日以後、最初に年10日以上  
の年次有給休暇を付与した日から、年5日確実に取得させる義務の対象となります。

Point

2

## 時間外労働の上限規制の適用

時間外労働の上限について、**月45時間**、**年360時間**を原則とし、**臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間**、**単月100時間未満**（休日労働含む）、**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

（2019年4月1日施行）

大企業には、  
**2019年4月1日**  
から適用（※2）



中小企業には、適用が1年猶予  
されていましたが、  
中小企業にも、**2020年**  
**4月1日**から適用（※2）

※2 自動車運転の業務、建設事業、医師等一部の事業・業務については、2024年3月31日まで適用が猶予されています。

法令についてのお問い合わせ、ご相談は・・・

最寄りの**労働基準監督署**へ

（福島県内9署の所在地、管轄は右のQRコードから）



## 福島働き方改革推進支援センター

労働時間管理のノウハウや賃金制度の見直しなど、労務管理に関する課題に専門家が無料で相談に応じます。

☎0120-541-516

（平日9:00～17:00）

# 厚生労働省働き方改革特設サイトのご案内

## ① 制度解説動画

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/movie.html>

### 制度解説動画

◎企業へのインタビューなども交えて、分かりやすく解説しています。

<p>働き方改革の意義 (7分51秒)</p>	<p>時間外労働の上限規制の法改正内容について (6分30秒)</p>	<p>時間外労働の上限規制の36協定届記載のポイント (8分54秒)</p>
<p>年5日の年次有給休暇の確実な取得について (4分39秒)</p>	<p>働き方改革推進支援センターについて (10分28秒)</p>	<p>同一労働同一賃金 (パートタイム労働者・有期雇用労働者編) (11分49秒)</p>
<p>同一労働同一賃金 (派遣労働者編) (10分33秒)</p>	<p>フレックスタイム制、勤務時間インターバル制度について (6分44秒)</p>	<p>労務管理のポイントについて (10分17秒)</p>

時間外労働の上限規制と36協定届記載のポイント、年5日の年次有給休暇の確実な取得、同一労働同一賃金などについて、企業へのインタビューを交えて5分～10分程度の動画で解説しています。



スマートフォンでも各コンテンツの視聴が可能です。QRコードはこちら。

## ② 中小企業の取組事例

<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/>

働き方が変わって、生き生き働く従業員が全国で増加中！

### 中小企業も働き方改革

成功の秘訣はやわかりガイド

「働き方改革」と言っても、何をどうすれば良くなるのか、悩まれている方も多いのではないのでしょうか。実際に働き方改革に取り組んだ結果、従業員のモチベーションが上がり、業績も上がった会社の事例を、どんどん紹介していきます。ぜひ、御社の働き方改革の取組の参考にしてください。

カテゴリー

業種

地域

従業員数

子育て支援 (3)

柔軟な勤務形態 (7)

残業削減・有給促進 (9)

全国の中小企業が行った労働時間短縮や年次有給休暇取得促進の取組について、企業へのインタビュー形式で紹介しています。



スマートフォンでも各コンテンツの視聴が可能です。QRコードはこちら。



厚生労働省

福島労働局